

第IV章 行動計画

第IV章では、生物多様性の減少をくい止め、回復に向かわせるための行動目標を示す。

1. 第1の目標「生物多様性の主流化」

生物多様性が人々の生活に浸透し、経済活動や生活の中で、当たり前生物多様性への配慮がなされる社会を目指す。

(1) 生物多様性を調べ、学ぶ取組

生物多様性の重要性を啓発する(自然観察会、生き物調査、啓発展示等)

(2) 生物多様性を楽しむ取組

生物多様性を味わう機会の創出(森林セラピー、サイクリングロードマップ、体験交流プログラム)



(3) 生物多様性を活かす取組

生物多様性を地域の力とする取り組み(景観を売りにしたレストラン、山間の滞在型市民農園、野生生物観察をセットにした宿泊プラン)

～生物多様性のためにできる5つのアクション～

「食べる」地域のもの、旬のものを食べる

「触れる」自然の中へ出かけ、生き物と触れ合う

「伝える」自然の素晴らしさや季節のうつろいを感じて身近な人などに伝える

「守る」自然や生き物の観察会や保護活動に参加する

「選ぶ」エコラベルなどが付いた環境に配慮した商品を選ぶ

2. 第2の目標「生物多様性の保全と再生」

(1) 重要地域の保全

自然公園、鳥獣保護区、史跡名勝天然記念物等における生物多様性の保全について記載。

(2) 身近な自然環境の保全

森林、里山、河川、ため池、都市部における生物多様性の保全・再生について記載。



県天然記念物「イワナの棲息地」
キリクチ(ヤマトイワナ)の生息する河川

(コラム) 生物多様性ホットスポット

生物多様性が高く、絶滅の危機に瀕している種を多く含む地域はホットスポットと呼ばれる。奈良県にも限定されたエリアの中に、たくさんの希少野生動植物が生息、生育している重要な地域が多く存在し、奈良県版レッドデータブックでは 17 カ所のホットスポットが選定されている。

**(3) 野生動植物の保護と管理**

希少野生動植物の保護の推進（保護推進事業の実施・希少野生動植物の地理情報収集等）、鳥獣保護管理法に基づく保護管理、外来種対策について記載。

(トピック) 生物多様性保全の担い手育成

生物多様性保全の担い手が高齢化。早急な次世代の担い手育成が必要。



希少種が生息する池の環境改善

3. 第3の目標「生態系サービスの持続可能な利用」

(1) 生物多様性と SDGs

SDGs の考え方をもとに、生物多様性保全保護、生態系サービスについて記載。

(2) 農林水産業における取組

農林業が持つ生物多様性の関連施策をとりまとめる。

(3) 公共事業・地域開発・企業活動における生物多様性への配慮

公共事業や地域開発、企業活動における生物多様性への配慮事項など、産業、経済活動における生物多様性保全対策を記載。

